

民間資金等活用事業推進委員会第11回合同部会議事概要

日 時：平成12年7月27日（木） 9：30～12：30

会 場：永田町合同庁舎5階第一会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、奥野部会長代理、前田部会長代理、小幡委員、高橋委員

有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

関係機関出席者：大石政策企画官（建設省）、松本公共住宅事業調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、小林技監（千葉県）、古谷課長（神奈川県）、三上次長（千葉市）

事務局：新原民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

議事概要

各WG座長からの報告

各WG座長（第1WG：西野部会長、第2WG：山内部会長、第3WG：前田部会長代理）より、それぞれ検討状況説明があった。

なお、資料については、審議の途中にあるものであり、ガイドラインについての検討状況に照らし適切な時点において公表することとし、当面、非公開の取扱いとなった。

次に意見交換を行った。意見の概要は次のとおり。

(1) プロセス関係を中心に

- ・事後評価について触れてはどうかと思うが。
- ・協定に基づくモニタリングには限界があり、そうしては。
- ・リスクなど実際にどうなったかを調べるかどうかは、プロセスの方で議論するのか。
- ・（事務局）事後評価とは、公共事業一般について言われているものとは別のPFI固有のものとして、どのようなものを想定したらよしいか。
- ・PFI事業は長期継続契約、長期にわたる財政負担があり、どういう差異があるか、何に注意すべきかについて考えてみてはどうか。
- ・PFIは新しいものであり、その結果についての透明性の要求は大きいと感じており、必須の条件ということではなく、あり得べきものを示してはどうか。
- ・公共側がサービスが適正に供給されているか毎年チェックするので、その公表の問題で、一般の事後評価とは少し違う問題では。
- ・（西野部会長）例えば30年のPFI事業について事後評価をやって、それが35年後のPFI事業に本当にフィードバックされるかという疑問はある。
- ・VFM算定やリスク関係で、一般的な事後評価というより、経験がなくデータが少ない中で、PFIのコストを公共側が見積もる精度を高めるためデータの蓄積をしては。
- ・（西野部会長）モニタリングと事後評価とは違うのでは。
- ・PFI事業が進む中で情報ができるので、推進委員会がそれを集めると、ガイドラインに書いては。

- ・(関係機関出席者) 国の公共事業では、事前評価、再評価、事後評価が進みつつあるが、P F I 固有の何かを評価するのなら、何が大事かを明確化しておく必要があるのでは。
- ・(事務当局) データ収集は大事だが、協定に基づくモニタリング、報告以外の事細かなデータの収集のため、民間事業者に情報開示を求められるか、ご議論が必要では。
- ・モニタリングの内容でも契約書の規定が十分であったかは、5年程度必要で、そういうスパンで調査をしてみてもいい。
- ・入札段階で協定書の内容をなるべく示すということは盛り込まれるのか。民間発案の場合でも一般競争入札をベースとすることだが、発案者には特段のメリットもないとの整理か。公共側のコンサルタント等と関係する企業の参加については、銀行系は数グループに収斂する可能性があり、厳密にやると誰も融資できない事態にもなりかねないので、秘密保持の何らかの工夫をした上で考える必要があるのでは。応募者の構成員はS P Cの出資者とならなければならないとするのは、縛り過ぎではないか。
- ・法と基本方針にのっとると一般競争入札がベースとなる。必ずしも応募者を出資者にさせる意図はなく、表現を工夫する。
- ・(西野部会長) ある業界で統合が進んだ場合を想定した検討はしている。
- ・民間事業者の募集、選定のところの随意契約の話は唐突ではないか。
- ・一般競争入札以外に、随意契約というやり方もあるとの趣旨で触れている。
- ・P F I が既存の入札等の枠組みにしっかりこない部分があることからくる違和感があるかも。
- ・(関係機関出席者) P F I でも随意契約の要件に該当すればそれによることができるようから、それを念頭に示してはどうか。
- ・(関係機関出席者) 公募型プロポーザル方式という形がP F I には向いていると思うが、これは随意契約である。
- ・民間発意には、いろいろなレベルのものがあると思われ、今後競争性を勘案したやり方について議論を進めていく必要があるのでは。また、民間事業者の公募段階で、P S C やP F I の場合の期待金額をどの程度公表するかについても議論しては。
- ・できる限り公表という考え方だと思うが、P S C はいくらでそれより何%下げよというところまで示すべきかは検討中。
- ・(西野部会長) 質問・回答の機会をなるべく作ってはと、その中で公表すると質問をした企業のノウハウ等がオープンになるような質問は、その企業のみで回答すべきという方向で議論されている。
- ・細かいかもしれないが、公募後、公共側が想定していない代案についての質問の場合について、少し触れてはどうか。
- ・(西野部会長) 議論している段階。
- ・ガイドラインは法律に基づくものではないので、国の事業のガイドラインと限定せず、P F I 全般を視野に入れて、触れるべきことは触れてはどうか。
- ・(西野部会長) ガイドラインは基本方針を補完する実務上の参考として作るもので、基本方針が国を対象とし地方公共団体は参考にするという位置付け、書き方にならざるを得ないのでは。
- ・P F I 法が地方分権、地方公共団体の自主性を尊重しており、地方公共団体の参考にな

るように考えることは大事だが、委員会が法律で決められた管轄をはみ出すのは難しいのでは。

- ・(関係機関出席者) 地方公共団体は基本方針を参考とし、それを踏まえて現にPFI事業に取り組んでおり、現実問題としては困らないのでは。

(2) VFM関係を中心に

- ・VFMには推定が入っており、民間事業者のリスクのとり方でも変わってくるのでゼロかマイナスであってもやってみるということはある得ないのか。
- ・基本的な考え方を示したもの。実務上の技術的問題としては、推定値で行うため誤差をどういうふうに考えるかは出てくる。また、税金の取扱いによっては、VFMはあるが、推定には民間事業者が参加して来ないということもあり得る。さらに、特定事業選定段階から事業者選定段階へと、計算の精度が上昇するにつれ結果として異なることもあり得る。
- ・工程は、PSCもPFIの場合も同じと想定とのことだが、プロセス全体を見た場合の手続開始から竣工までの期間の短縮については加味しては。
- ・工程は2つの観点から捉えられ、1つはリスクとしての工程であり、もう1つは工期の短縮をどう評価するかという問題である。
- ・(山内部会長) 特定事業選定段階においては、工期短縮をどの程度見込めるか、リスク評価の精度の問題があることから、基本的にはPSCと同じ工期を前提とし、事業者選定段階において工期等の問題を考えてはと整理したところ。
- ・特定事業選定段階でも、プロセス全体をみたときに竣工が早まる要素があり、PFIのメリットと考えてみては。
- ・いろいろな段階でVFMを計算して公表することになるのか。
- ・(山内部会長) 第1WGとのすり合わせが必要ではあるが、VFM計算は、大別して特定事業選定段階、事業者選定段階、実施段階の3段階で行うことが考えられるが、1番目は必須、2番目も行うべきではないか、3番目は協定に基づくモニタリングとの関係で明確に行うべきとの結論には達していない。
- ・VFMは算定がなかなか難しく定性的な項目があること等を考えると概念値という感じであり、どこまで公表するか難しい問題。
- ・(西野部会長) この議論については両方のWGで行い、座長がすり合わせをして考え方をまとめて、議論してもらうこととしたい。

(3) リスク分担等を中心に

- ・事業終了段階のリスクは、普通に滞り無く事業が終了する場合を検討するのか。
- ・(前田部会長代理) 目下のところそういう場合を想定して議論する方向。
- ・リスクを分担する者には、保険の引受人等も加えた方が分かり易いのでは。
- ・(事務当局) 第3WGの議論では、まず公共側が負担するのか、民間事業者が負担するのかの観点から検討することになっていることからの整理。
- ・まず業務を官民どちらが分担するかがあって、次いでリスクの移転がくることの混同がないことが大事。保険は公共側も民間側もかけることがあり、手順が分かることが大事。

- ・(前田部会長代理) リスクが選定事業者から実体のある力のある民間事業者にどう転嫁されていくかは、公共側から見ると事業の安定度、契約の強さの判断にもなり、プロセスやVFMとも関係するものと思うが。
- ・リスクを評価した後、リスクの対応には回避、転嫁、減少、保留がある。
- ・(前田部会長代理) 民間事業者がとるであろう対応策の詳細について検討するのは個々の事業の様相によってリスク分担の姿がまったく変わってくるので無理ではないか、また、そこに踏み込むと民間の自由な発想を妨げるという懸念がある。
- ・物事の考え方、留意点を記載して、当事者が自ら考えられるようなサジェスションをできる限り多く盛り込みたいと考えている。
- ・リスクの分担方法の公共側または民間事業者側のいずれかが全てを負担するとあるが、例えば保険会社にリスクが転嫁し選定事業者のリスクではなくなることが分かるだろうか。
- ・(前田部会長代理) 先程と同様の考え方で区分しており、いろいろな分担方法があろうということを示したい。
- ・民間事業者が保険をかけた場合は、民間事業者の費用でリスクをヘッジしたということで、民間事業者のリスク負担では。
- ・リスク分担は、リスクが発生した場合のコストを誰が支払うかという問題で、保険料や金利というリスクヘッジのコストの問題と別では。
- ・公共施設であるがため事業継続の措置など、どの辺まで第3WGで検討するのか。リスクの定量化も第3WGで検討するのか。
- ・(前田部会長代理) 民間企業がどこまでリスクをとるかということもあり、留意点を注意して書く必要があると考えている。リスクの定量化は第3WGでは検討していない。

(4)その他、全体として

- ・応募者の負担軽減に関し、民間の創意工夫の発揮のためにも、提案書の量的な制限はしないことはよいと思う。
- ・現実には提案書の量やきれいさで競う傾向はあるので、そこにたがをはめた方がよいという考えはある。
- ・(西野部会長) 冗長な提案はマイナスの評価につながることもあり、自ずから量は決まるということにして、量を制限しないことにしている。
- ・必須資料と付属資料とに分けて提出させるという方法もある。物によっては代案も提出して構わないという場合もあってもよいのでは。
- ・性能発注の場合、応募者が自由な提案を出す余地を残すということは前提としており、物理的なことでの負担軽減とは別の話。
- ・(西野部会長) 代案が出せるかどうかというようなことは、前もって確かめておくという立場である。
- ・一般競争入札について地方では2段階で選定している所もあり、制度的に問題があるなら留意事項として示しては。
- ・(西野部会長) 入札が2回あるのではなく、1段階目はプロポーザルがあり、2段階目に入札があるという理解。

- ・(関係機関出席者) P F I がやり易い入札のやり方について議論をしてほしい。
- ・(西野部会長) 現行法の枠内で、どうすればうまくできるかを議論していきたい。
- ・国ができなくても地方自治体ならできるものがあれば示してもよいのでは。
- ・(関係機関出席者) 契約制度は、国を受ける形で地方公共団体の制度ができ上がっており、国の方でどういうやり方ができるのかを示せば地方ではそのまま参考にできる。
- ・第1WGにおいて、基本方針との関係で、一般競争入札、随意契約について何らかの形を整理しては。
- ・ファイナンスを考えた場合、プロセスの流れとの関係ではどうなるのか。入札の段階で事業者のファイナンス条件が固まっていない場合は問題にならないか。
- ・(事務当局) どの程度の金融機関のコミットメントを求めるかはまだ議論していないが、基本的にはしっかりした計画があるのが前提となるのでは。
- ・落札者のファイナンスが当初の想定通りにいかずできないという場合はどうなるか。
- ・(事務当局) 制度について、再確認し、説明するなり第1WGの議論に反映させたい。
- ・公共側と金融機関が直接契約を結ぶことについても議論しては。
- ・全体的なことだが、P F I を推進する上での現状の課題については、参考という形とかで示すことになるのか。
- ・(西野部会長) どうするのがよいか検討したい。

西野部会長より、今後さらに各WGで検討を進める旨の発言があった。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について
事務当局から後日連絡予定。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[問合せ先]

内閣総理大臣官房内政審議室民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3502-7319, 03-3502-7346